

ID: 615

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	占有料・土砂採取料の過怠金の徴収		
法令名 根拠条項	港湾法 第37条第5項		
法令番号	昭和25年法律第218号		
<p>【基準】</p> <p>法第37条第5項の規定による。</p> <p>5 港湾管理者は、条例又は第12条の2の規程で定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占有料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日